

北海道大学デジタルリスキリングプログラム受講に関する協定書

国立大学法人北海道大学総合イノベーション創発機構データ駆動型融合研究創発拠点（以下「甲」という。）と●●●●●●（以下「乙」という。）は、甲が実施する「北海道大学デジタルリスキリングプログラム」（以下「DREP」という。）について、次のとおり協定を結ぶものとする。

第1条 本協定は、内閣府が推進する「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期」の課題の一つである「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築」に関して、甲が国立研究開発法人科学技術振興機構から受託する「北海道における産業活性化および雇用創出に繋がる社会人の学び直しのための基盤構築と実証」の一環として実施する DREP について、甲が乙に DREP を提供するに際しての基本的な事項を定めることを目的とする。

第2条 乙は DREP の目的である地域における「人材全体のデジタルスキルの底上げ」と「デジタル中核人材の育成」に賛同し、DREP の受講を通してその実現に協力するものとする。

第3条 甲は乙に対し、次の4ステージ4コースからなる DREP を無償で提供するものとする。

- (1) Stage B デジタルベーシックコース
- (2) Stage 1 デジタルリテラシーコース
- (3) Stage 2 データ活用コース
- (4) Stage 3 AI コース

2 提供期間は、本協定締結の日から令和10年2月29日までとする。

3 甲は、乙の職員（又は社員）が DREP を受講することにより、デジタルスキルの能力・開発力が向上することを保証するものではない。

第4条 乙は、乙内に DREP を受講する為の担当窓口（以下「事務局」という。）を設置し、甲に対して DREP の受講を申し込むものとする。

2 DREP の受講に必要な機材他（パソコン、インターネット接続等）は、乙が準備するものとする。

第5条 乙及び DREP を受講した乙の職員（又は社員）は、DREP の受講中又は終了後に、甲が行うアンケート調査、意見交換会への出席等、甲が DREP の改良のために行う各種事業等に協力するものとする。

第6条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から令和10年3月31日までとする。

第7条 乙は、DREP を受講した乙の職員（又は社員）に対して、DREP の各々のコンテンツに記載のライセンス／著作権に従いコンテンツを適切に扱うよう指導するものとする。

第8条 本協定により知り得た情報については、本協定の有効期間中及び終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

第9条 甲及び乙は、相手方が前条に違反したことが判明した場合、相手方に対する通知により、直ちに本協定を解約することができる。この場合、違反した者は、本協定を解約した者に対し、当該解約に基づく損害賠償を請求できないものとする。なお、本協定を解約した者は、違反した者に対して損害賠償を請求することを妨げない。

第10条 本協定に定めるもののほか、必要な事項を定める場合は、甲と乙との間において協議するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 札幌市北区北13条西10丁目
国立大学法人 北海道大学
副学長
総合イノベーション創発機構データ駆動型融合研究創発拠点長 長谷山 美紀

乙 住所
組織名
代表者